

令和7(2025)年度

介護サービス事業者に対する集団説明会〔介護医療院〕



栃木県保健福祉部指導監査課

資料の構成

各ページごとに **事例** **指導・ポイント** **基準** の順に掲載しています。

※音声の説明は原則、事例及び指導・ポイントについて行います。基準は、必要に応じてご自身で確認してください。

※説明内容を示すページと事例等を掲載するページの2ページごとのセットになっております。なお、追加の資料等がある場合は3ページ以上になっている場合もあります。

運営に関する基準

1 入退所

事例

- 入所者が退所して居宅において生活ができるかどうかの検討を行っていない。または、当該検討の経過及び結果に関する記録がない。

指導・ポイント

- 入所者が退所して居宅において生活ができるかどうかの検討は、必ず行うこと。

基準

【介護医療院基準省令第12条第4項、第42条第2項第2号】

【介護医療院基準解釈通知第5の7(4)、39】

2 施設サービス計画の作成

事例

- 施設サービス計画の原案を作成しないまま、サービス提供を開始している。

指導・ポイント

- 入所する際に、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画原案について、あらかじめ作成し、入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得た上で、施設サービスの提供を開始すること。

基準

【介護保険法第8条第29号】

【介護医療院基準省令第17条第5項】

3 利用料の受領（その他の日常生活費）

事例

- 日常生活費及び教養娯楽費として、運営規程に対象品目を記載し、その費用の支払いを入所者から受けているが、対象品目にレクリエーションで全員が使用する文房具等が記載されていた。

指導・ポイント

- その他の日常生活費については、入所者等に対して一律に提供し、画一的に徴収すべきものではないとされていることから、内容（対象品目）等を点検し、入所者又は家族の希望を確認した上で便宜の提供を行い、実費の支払いを受けること。

基準

【介護医療院基準省令第14条第3項及び第46条第3項】 【介護医療院基準解釈通知第4の9】

【通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）】

4 勤務体制の確保等（職員研修）

事例

- 認知症介護基礎研修未受講の職員が見受けられた。

指導・ポイント

- 直接処遇職員のうち無資格者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

基準

【介護医療院基準省令第30条第3項及び第52条第4項】 【介護医療院基準解釈通知第5の25】

5 衛生管理等

事例

- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していない。
- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていない。
- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を実施していない。

指導・ポイント

- 上記委員会をおおむね3月に1回以上開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 上記指針を整備すること。
- 上記研修及び訓練を定期的に（年2回以上）それぞれ実施すること。

基準

【介護医療院基準省令第33条第2項及び第54条で準用】 【介護医療院基準解釈通知第5の28(2)】

6 口腔衛生の管理（1 / 3）

事例

- 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（以下「歯科医師等」という。）から、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行っていない。

指導・ポイント

- 施設において、歯科医師等が当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。

基準 【介護医療院基準省令第20条の3及び第54条で準用】 【介護医療院基準解釈通知第5の17(1)】
【リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について（R6.3.15老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号 第2章第6）】

6 口腔衛生の管理 (2 / 3)

事例

- 歯科医師等の技術的助言及び指導に基づく入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成していない。

指導・ポイント

- 歯科医師等の技術的助言及び指導に基づく入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成すること。

基準

【介護医療院基準省令第20条の3及び第54条で準用】 【介護医療院基準解釈通知第5の17(3)】

【リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について（R6.3.15老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号 第2章第6）】

6 口腔衛生の管理（2 / 3）

事例

- 当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月1回程度の口腔の健康状態の評価を実施していない。

指導・ポイント

- 当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。

基準

【介護医療院基準省令第20条の3及び第54条で準用】 【介護医療院基準解釈通知第5の17(2)】

【リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について（R6.3.15老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号 第2章第6）】

7 非常災害対策 (1 / 4)

事例

- 震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるための計画を作成していない。

指導・ポイント

- 非常災害対策計画（非常災害に備えるため、周辺の地域の環境及び入所者の特性等を踏まえ、入所者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画）を策定すること。

基準

【介護医療院基準条例第4条第1項】

【介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

(平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号)】

7 非常災害対策 (2 / 4)

事例

- 定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練が行われていない。
- 訓練を実施しているが、実施結果の記録がない。

指導・ポイント

- 策定した非常災害対策計画に基づき、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を実施すること。
- 訓練実施後は、その結果を検証し記録を残すこと。また、検証結果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

基準

【介護医療院基準条例第4条第3項、第5項】

7 非常災害対策 (3 / 4)

事例

- 訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるための連携に必要な取組を行っていない。

指導・ポイント

- 地域住民に施設の構造や入所者等の実態を認識してもらい、災害時の協力体制を確保しておくため、訓練へ地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

基準

【介護医療院基準条例第4条第4項】

7 非常災害対策 (4 / 4)

事例

- 水防法に基づく洪水浸水想定区域内・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に位置し、要配慮者利用施設に指定されているが、避難確保計画を作成していない。

指導・ポイント

- 要配慮者利用施設に指定されている場合は、水防法・土砂災害防止法に基づく避難確保計画を作成し、市町に提出するとともに、当該計画に基づく訓練を定期的（年1回以上）実施し、その結果を同市町へ報告すること。

基準

【水防法（昭和24年法律第193号）第15条の3】

【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の2】

8 事故発生の防止及び発生時の対応

事例

- 事故が多数発生しているものの、事故発生の時間帯や場所、どのような状況下で発生しやすいのか等の傾向を把握しておらず、再発防止に向けた分析がなされていない。
- 発生した事故について防止策を検討し、実践しているが、事後の評価を行っていない。

指導・ポイント

- 報告された事例を集計、分析し、発生原因や結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。
- 講じた防止策が有効に機能しているか、一定期間経過後に分析・再検証を行い、必要に応じて再度対策を検討すること。

基準

【介護医療院基準省令第40条第1項第2号及び第54条で準用】 【介護医療院基準解釈通知第4の35②】

9 身体的拘束等の適正化（1 / 3）

事例 1

- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が3月に1回以上開催されていない。
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が虐待の防止のための対策を検討する委員会と同時に開催されているが、内容が虐待の防止についてのみで、身体的拘束等の適正化について検討されていない。

指導・ポイント

- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。
- 上記の両委員会を同時に開催する場合には、それぞれの項目について検討するとともに、記録を残すこと。

基準 【介護医療院基準省令第16条第6項第1号、第47条第6項】

【介護医療院基準解釈通知第5の11(3)、第6の5(4)】

事例 2

- 身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていない。
- 身体的拘束等の適正化のための研修が年 1 回しか行われていない。

指導・ポイント

- 上記指針を整備すること。
- 上記研修を年 2 回以上実施し、記録を残すこと。

基準

【介護医療院基準省令第16条第6項第2号、第3号及び第47条第8項第2号、第3号】

【介護医療院基準解釈通知第4の11(4)、(5)及び第5の5(5)、(6)】

9 身体的拘束等の適正化（2 / 3）

事例

- 身体拘束廃止未実施減算に該当する事例（身体的拘束等の適正化のための委員会を3月に1回以上開催していない、指針を整備していない、研修を年2回以上実施していない。）が確認された。

指導・ポイント

- 身体的拘束等が行われているか否かを問わず、以下の一つでも未実施のときは、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針の整備。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための定期的な研修（年2回以上）の実施。

基準

【施設報酬告示別表4注3】 【大臣基準告示第100号】

【施設報酬留意事項通知第2の8(10)】

9 身体的拘束等の適正化（3 / 3）

事例

- 切迫性・非代替性・一時性の確認を行わないまま身体的拘束等を行っている。
- 身体的拘束等の実施に当たって、切迫性・非代替性・一時性を確認した結果が記録されていない（身体拘束廃止未実施減算に該当する事例）。

指導・ポイント

- 身体拘束の恐れがある入所者については、身体的拘束適正化検討委員会を中心に以下の対応を行うこと。
 - ① 「身体拘束が入所者に与える影響を考えてもなお当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない事由か」「本当に代替策はないか」について十分な検討を行い、詳細に記録すること。

指導・ポイント

②身体拘束が必要と判断した場合であっても、実施期間はできるだけ短期間で設定するとともに、入所者の状況が緊急やむを得ない場合に該当しない時間帯には行わないなど、「可能な限り一時的」なものとする事。

③身体拘束を行う都度、介護記録に、その際の入所者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由、その態様及び時間、入所者の心身の状況に関する職員の気づき等を細かく記録すること。

- 緊急やむを得なく身体的拘束等を行う場合の記録が整備されていない場合、入所者全員について所定単位数から減算することとなるので、特に留意すること。

基準 【介護医療院基準省令第16条第4項、第5項及び第47条第6項、第7項】

【介護医療院基準解釈通知第4の11(1)、(2)及び第5の5(3)】

【施設報酬告示別表4注3】 【大臣基準告示第100号】 【施設報酬留意事項通知第2の8(10)】

経過措置期間中の事項

令和9（2027）年4月1日から義務化

10 生産性向上に係る事項

ポイント

- 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催すること。

目的

- 業務効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため。

委員メンバー

- 管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましい。
- 各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。
- 生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えない。

基準

【医療院基準省令第40条の3】 【医療院基準解釈通知第5の37】

参考

<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html>

介護報酬

1 療養食加算

事例

- 減塩食に含まれる塩分の1日の総量が6.0g以上となっている。

指導・ポイント

- 療養食加算は、入所者の年齢・心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われている等の基準を満たした場合に、1日につき所定の単位数を加算するものであり、1日ごとの塩分相当量の総量が6.0g未満とならなかった場合は、その日数分は算定の対象とはならないことに留意すること。

基準 【利用者等告示第74号】

【施設報酬留意事項通知第2の8(31)で準用する5(32)】

事例

- 算定対象者に提供する療養食について、献立表を作成していない。
- 高血圧症に対して減塩食療法を行った場合に、療養食加算を算定していた。

指導・ポイント

- 加算を算定する場合は、療養食の献立表を作成すること。
- 心臓疾患等に対して減塩療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならない。

基準 【利用者等告示第74号】

【施設報酬留意事項通知第2の8(31)で準用する5(32)】

資料の確認報告のお願い

集団説明会の資料を確認された方は、確認報告をお願いします。

本動画掲載ページと同じページに、確認報告へのリンクを用意しておりますので、案内に従って入力をお願いします。

報告期限は、令和8年6月30日（火）となっています。

- ※ 資料の掲載は、報告期限後も一定期間継続しますのでご活用ください。
- ※ 確認報告につきましては、報告いただいたかを後日照会する場合がございます。